

税金

年金所得のある65歳以上の皆さんへ  
公的年金からの住民税の引き落とし制度について  
問い合わせ 税務課 八木 ☎(23) 0035

65歳以上の年金所得のある皆さん

65歳になると公的年金から住民税の引き落としが始まります。公的年金からの住民税の引き落としは、新たに税負担が生じるものではありません。年金所得分の住民税は、年金から引き落とされますが、年金所得以外に給与や事業所得がある人は、今までどおり給与からの引き落としや口座振替、納付書による納税方法となりますので、1年間の税額は変わりません。

- ①平成28年4月1日現在65歳の人 今年の10月に支給される年金から年金所得分の住民税の引き落とし。
- ②平成28年4月1日現在66歳以上の人 前年に引き続き今年の4月に支給される年金分から年金所得分の住民税の引き落とし。

年金引き落としの例

平成28年4月1日現在65歳の人で、平成28年度の公的年金の住民税年税額が60,000円の場合

納付方法	年金から引き落とし				
	口座振替または納付書	6月	8月	10月	12月
納期	6月	8月	10月	12月	2月
税額	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円
割合	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

平成28年度の住民税年税額が63,000円の場合

納付方法	年金から引き落とし					
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
納期	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	10,000円	10,000円	10,000円	11,000円	11,000円	11,000円
割合	前年度2月引き落とし分と同じ額			残りの額を3回で均等割り		

\*割合=年税額に対する割合。

■公的年金から住民税の引き落としを行わない人は？

- ①4月1日現在65歳になっていない人、②年金収入はあるものの年金所得が発生しない人、③介護保険料が年金から引き落としがされていない人

■公的年金から住民税の引き落としが中止になる人は？

- ①公的年金所得に修正があった人、②牧之原市から転出された人、③亡くなられた人、④介護保険料の引落としが中止となった人

公的年金からの住民税の引き落としの改正点

平成28年10月以降、公的年金からの住民税の引き落としについて、①から③の改正点があります。この改正は、平成28年10月以後に実施する住民税の引き落としから適用されます。なお、改正による年税額の増減はありません。

①4・6・8月分の住民税引き落とし額の見直し

従来、4・6・8月は前年2月と同額を引き落していました。この度の変更により、前年度の公的年金などに係る所得から計算された年税額の2分の1を、4・6・8月の3回で引き落とします。これにより、4・6・8月と10・12・2月の引き落とし額の差が減少します。

4・6・8月分の住民税引き落とし方の変更

改正前	改正後
4・6・8月=前年2月と同額	4・6・8月=(前年の年税額÷2)÷3
10・12・2月=(年税額-4・6・8月分)÷3	10・12・2月=(年税額-4・6・8月分)÷3

\*実際に改正による算定方法の影響を受けるのは、平成29年4月からです。

引き落とし額の比較

年度	年税額	改正前		改正後	
		4・6・8月	10・12・2月	4・6・8月	10・12・2月
N	60,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
N+1	36,000円	10,000円	2,000円	10,000円	2,000円
N+2	60,000円	2,000円	18,000円	6,000円	14,000円
N+3	60,000円	18,000円	2,000円	10,000円	10,000円

②市外に転出した場合における住民税引き落としの継続

年金から住民税を引き落としている人が市外に転出した場合は、現在の制度では年金からの引き落としを停止し、個人で納める方法に切り替えています。改正により、一定の要件の下に、年金からの住民税の引き落としが継続されます。(1月1日から3月31日までに転出した場合=同年9月30日まで継続、4月1日から12月31日までに転出した場合=翌年3月31日まで継続)

③税額が変更された場合の住民税引き落としの継続

年金保険者に対して引き落とし税額を通知した後に税額が変更された場合は、12月分、2月分の徴収額を徴収することで、住民税の引き落としを継続します。ただし、12月10日までに税額が変更された場合に限り、引き落としを継続します。

生活

平成28年4月から  
結婚新生活支援助成金制度が始まりました。  
問い合わせ 企画課 澤入 ☎(23) 0040

結婚を機に牧之原市のアパートなど新たな住居へお住まいになるご夫婦の新生活を応援します。



住居費および引越費用の一部を助成します

▼他の公的制度による家賃補助などを受けていないこと。

助成金額

住居費と引越費用を合わせた額を対象に、1世帯上限18万円。

申請方法

交付申請書および必要な書類(住民票の写し、戸籍抄本または婚姻届受理証明書、所得証明書、売買契約書または賃貸借契約書、領収書など)を市企画課に提出してください。

申請にあたっては、事前に企画課まで相談してください。

条件

- ▼夫婦の所得の合計が300万円未満であること。
- ▼対象となる住居が牧之原市内にあり、市内に住所があること。
- ▼平成28年1月1日以降に結婚を機に住宅を購入または賃貸借などしたものであること(アパート入居を含む)。



医療

地域医療振興事業費補助金  
診療所などの開設や改修にかかる費用の一部を助成  
問い合わせ 高齢者福祉課 榛葉 ☎(23) 0076

市では今後、医療需要がさらに増大することを見据え、市民が安心して医療サービスを受けることができるよう、新たな開業医の確保および現状の開業医の継続のための支援を実施します。

交付対象(条件)

- ▼医師および医療法人が、市内で診療所などを開業する場合。
- ▼市内診療所が、医師の増員または交代をする際に、敷地の拡張、建物の増改築、医療機器などの更新を図る場合。

補助金の対象および補助率、限度額

区分	補助対象	補助率・額	限度額
土地取得費補助金	土地取得費のうち、土地売買契約書に記載された額で、取得後2年以内の開設または既存施設の拡張、既存施設を継続させるための医師交代を行う場合	土地取得価格の100分の30の額	200万円
建築取得費等補助金	建物取得費または建設工事費のうち、建物売買契約書または建物建設工事契約書に記載された額	建物取得価格の100分の30の額	2,000万円
建物取得費等補助金持別加算分	建物取得費等補助金の対象となる建物の取得において、その建築工事または改修工事を市の入札参加資格者名簿に記載があり、主たる営業所が市内にある建設業を営む者が施行する場合	建物取得額から建物取得費等補助金を減じた額の100分の30の額	300万円
医療機器等取得費補助金	購入した医療機器などの売買契約書に記載された額	医療機器等取得価格の100分の30の額	500万円
指定診療科新規開業加算分	市長が特に必要と認める診療科の診療所などを新たに開設する場合(外来診療を行うものに限る)	1,000万円	1,000万円
榛原総合病院勤務加算分	医師などが榛原総合病院に3年以上継続して勤務した後に新たに診療所などを開設する場合	1,000万円	1,000万円

**選挙**

選挙制度に関するお知らせ  
**選挙権年齢が「満18歳以上」に引き下げ**

**選挙権年齢の引き下げ**  
 平成27年6月、公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、公布されました。  
 これに伴い、平成28年6月19日の後に公示される選挙から、選挙権年齢が「満18歳以上」に引き下げられます。  
 今回の選挙権年齢の引き下げは、将来を担う若い世代の声をこれまで以上に政治に取り入れるためです。



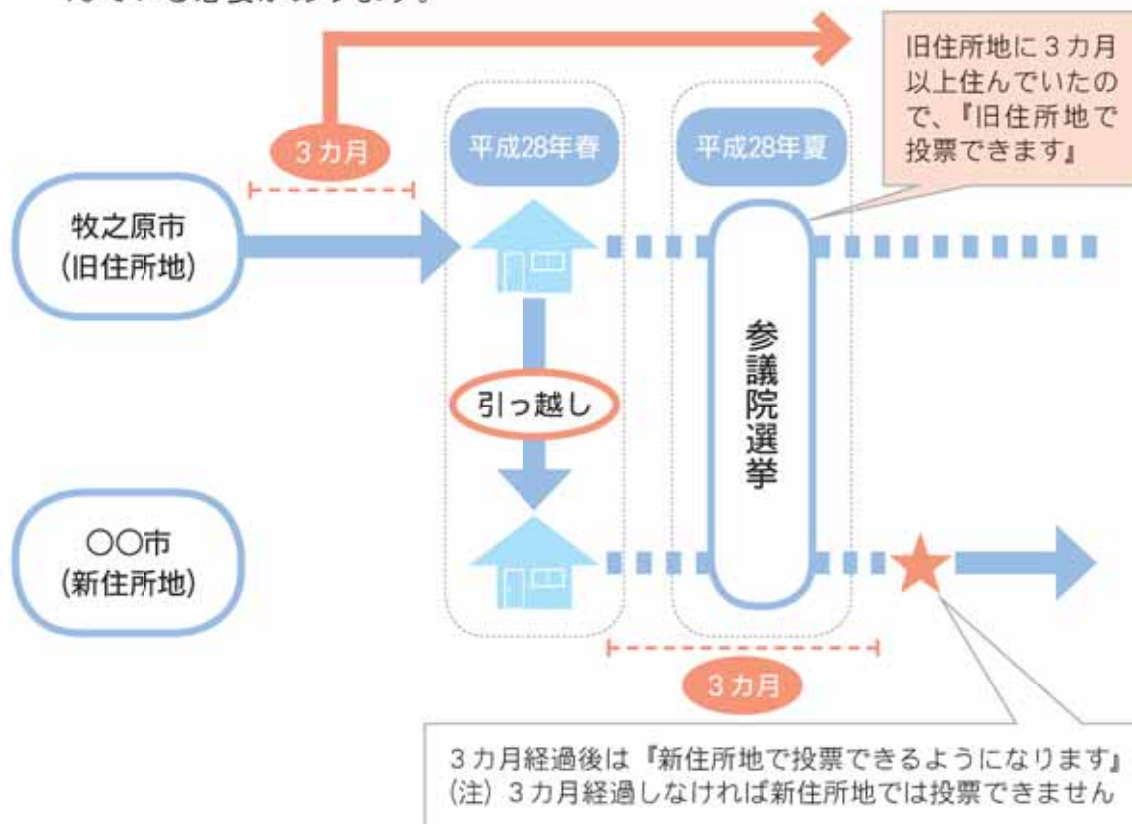
選挙について学ぶ中学生たち（相良中学校）

**選挙人名簿の登録に関する公職選挙法の改正について**

選挙で投票する場所は、原則として住民票のある市区町村です。進学や就職などで引っ越しをしたら住民票を移しましょう。  
 しかし、今年の春に引っ越しをした場合、これまでは選挙権を有しているにもかかわらず、選挙人名簿に登録されなかったために、選挙権を行使できないケースがありました。  
 今回の公職選挙法が改正されたことにより、新しく有権者となる18歳、19歳の人が今年の春に引っ越ししても、旧所在地に3カ月以上住んでいた場合、夏の選挙には旧住所地で投票できるようになりました。

**選挙人名簿：選挙権を持つについても、実際に投票するためには、市区町村の選挙管理委員会が管理する名簿に登録されていなければなりません。**選挙人名簿に登録されるのは、住民票がつくられた日から（転入者は転入日）から引き続き3カ月以上、その市区町村の住民基本台帳に登録されている人です。

新住所地で投票するためには、新住所地に転入届をした日から参議院選挙の公示日（選挙期日の少なくとも17日前）の前日までに3カ月以上住んでいる必要があります。



問い合わせ 総務課 正木 ☎(23) 0050

**議会**

2月26日から3月25日までの会期で行われました  
**市議会2月定例会の主な内容をお知らせします**

問い合わせ 総務課 瀬井 ☎(23) 0050

**牧之原市国民健康保険条例の一部を改正する条例**

**一般会計補正予算（第5号、第6号）**  
 平成27年度第5回目、第6回目の補正で、4795万8千円を増額し、補正後の総額を204億1408万3千円としました。今回の補正予算では、ふるさと納税額の大幅な伸びに対応するための記念品に係る経費の増額や、不用額による財政調整基金への積立てなどの予算措置を行いました。

**平成28年度一般会計予算**

28年度の一般会計の歳入歳出予算は194億円で、27年度当初予算と比較し6億円の減額となりました。移住・定住支援事業や子育て世代支援事業、津波避難タワーや防災公園、地頭方漁港海岸の防波堤整備などの津波避難施設整備事業のほか、光ファイバ網整備事業などの予算措置を行いました。  
**牧之原市と静岡市との間の消防事務の委託に関する協議について**

平成28年4月1日からの静岡地域消防救急広域化に伴い業務委託構成市町（島田市、牧之原市、吉田町、川根本町）は、静岡市と消防事務の委託に関する規約を定めることについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めました。

**この条例は、** 全身の健康を維持増進する上で歯や口の機能が重要なことから、市民の生涯にわたる歯や口の健康づくりについての基本となる事項を定め、市民の健康増進に寄与することを目的としています。  
 この他、特別会計に関する27年度補正予算、特別会計及び水道事業会計に関する28年度予算、市職員と市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正、静岡地域消防救急広域化に伴う関係条例の改廃、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の制定や一部改正、市空家等対策協議会条例の制定、市学校設置条例の一部を改正する条例、市道路線の廃止などについて、可決されました。

**広聴**

地域やまちづくりと一緒に  
**「みんなでつくる」市民トークを開催します**

問い合わせ 秘書広報課 小林 ☎(23) 0052

市の現状や取り組み、課題などをお伝えし、市民の皆さんと共有するために、「みんなでつくる」市民トークを開催します。  
 市民トークでは、市長をはじめ、市職員が各地区を訪問し、市の主な事業や地域の課題などについて説明し、参加者と意見交換や質疑応答を行います。  
 自分の住む地域やまちづくりについて一緒に考える機会ですので、ぜひ参加してください。

**日程**

時間 午後7時00分～午後9時

期日	対象地区（区）	会場
6月21日（日）	川崎（静波・川崎）	榛原文化センター
28日（日）	地頭方（地頭方・落居・豊岡・新庄・邊渡）	トーク地頭方
30日（日）	片浜（片浜）	片浜コミュニティ防災センター
7月6日（日）	相良（相良・福岡・波津・須々木・大沢・大江）	市史料館
8日（日）	萩間（中里・白井・神奇・西萩間・東萩間）	萩間公民館
12日（日）	細江（細江）	細江コミュニティセンター
14日（日）	勝間田（勝間田）	勝間田会館
（★）19日（日）	菅山（菅山）	（★）菅山小学校多目的ホール
21日（日）	坂部（坂部）	坂部区民センター
26日（日）	牧之原（牧之原：相良地域・榛原地域）	牧之原コミュニティセンター

\* 地区自治推進協議会（小学校区）ごとに開催します。  
 \* 対象地区（区）以外の方も参加できます。

（★）広報まきのほら5月号発行（5月15日）以降に期日と会場が変更となりました。  
 【変更前】7月4日（日）・菅山小学校体育館 【変更後】7月19日（日）・菅山小学校多目的ホール